平成２４年（フ）第６２５号
京都市南区東九条東札辻町14番地１　チコーベルメゾン札ノ辻Ⅰ　108
債務者　下村　　順
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６７号
京都市伏見区深草西浦町３丁目71番地　大橋マンション204号
債務者　中川　清栄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
広島県呉市阿賀北９丁目２番23号
債務者　石原佐智子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８０号
広島県呉市西畑町18番24号
債務者　小山　明子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２１４号
大分市大字志生木3020番地
債務者　菊池　祐也
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
宮崎県延岡市南一ケ岡５丁目７番12号
債務者　上杉　京美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第９６号
宮崎県日向市中堀町１丁目10番地マリンコーポ21号
債務者　甲斐　　操
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２００号
沖縄県那覇市松川２丁目５番23号　コーポ山田102
債務者　福里美那子（旧姓肥後）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２５６号
沖縄県豊見城市字上田635番地２
債務者　富永良太郎
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２号
宮城県角田市高倉字島崎60番地
債務者　太田　沙織（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第２８号
高知県須崎市吾井郷乙590番地
債務者　大西利枝子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２１号
大分県速見郡日出町大字川崎4811番地13　ミニョン・アンジュ　Ⅰ101、申立前の住所大分県速見郡日出町大字川崎417番地１　トレステーラ壱番館202
債務者　矢野　朱里
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
宮崎市大工３丁目286番地　北浦コーポ305号
債務者　川越　理江
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４８号
岩手県二戸郡一戸町岩舘字馬場平28番地２
債務者　北嶋　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７３号
盛岡市西見前14地割22番地１　ヴェルソレイユＣ102号室、住民票上の住所盛岡市西見前18地割12番地161
債務者　杉本　　聡
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７４号
福島県郡山市香久池２丁目17番14号　ＹＫ香久池ビルＢ―301号
債務者　佐々木恵美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
千葉県松戸市新松戸１丁目16番地　パインハイツ101号
債務者　仲地　　元
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部